

訪問入浴サービス重要事項説明書

<令和6年10月1日現在>

1 事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0193-64-5050 (受付時間 午前8:30～午後5:00まで※休日を除く)

担当： _____ です。

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 事業所の概要

(1) 事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	宮古市社会福祉協議会訪問入浴サービスセンター
所在地	岩手県宮古市小山田二丁目9番20号
介護保険指定番号	指定訪問入浴介護事業(0370200081)
サービスを提供する地域*	通常の実業の実施地域は宮古市内の区域とする(旧田老町、旧新里村、旧川井村を除く)

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計	業務内容
管理者	介護福祉士	1名()	0名()	1名()	事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う
看護師等	准看護師	1名()	0名()	1名()	利用者の健康チェックその他入浴に関すること。
従事者	介護福祉士	1名(1名)	0名()	1名(1名)	従事者は、利用者への介護、援助に従事する
	介護職員初任者研修課程修了者	1名(0名)	0名()	1名(0名)	
その他		1名()	0名()	1名()	事務員(事務局職員)

() 内は男性再掲

(3) サービスの提供時間帯

月～金	午前9時00分～午後5時00分
土日・祝祭日	定休日 ※12月31日から1月3日休業します。
備考	訪問入浴車 1台(1台あたりの従事者等は3名)

(4) 事業所の指定内容等

事業所の窓口	・宮古市社会福祉協議会訪問入浴サービスセンター 〒027-0038 宮古市小山田二丁目9-20 (TEL0193-64-5050)
特別地域加算	なし
サービス提供地域	宮古市 ※市外の方のサービス利用については、ご相談ください。

3 提供するサービス内容

- ① 利用者宅到着 入浴車で看護師、介護者の3名が訪問します。
- ② 健康チェック 利用者のバイタルチェックと状態把握を行います。入浴出来るかどうかの判断をいたします。
- ③ 入浴準備 浴槽をお部屋に運び、セットし入浴車からお湯をおくります。
- ④ 入浴実施 脱衣のあと、浴槽に移動し、身体に無理のない姿勢で洗髪から行い、少しずつお湯に入れていき、全身を洗います。
- ⑤ 健康チェック 入浴後の利用者のバイタルチェックを行います。

4 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（料金表）の1割、2割、3割が利用料（自己負担分）となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

【料金表－基本料金】

入浴方法	職員配置	利用料金	自己負担分(1割)
通常入浴	正規の職員配置による場合	12,660円	1,266円
	介護職員3名による場合 ※医師の指示による場合	12,030円	1,203円
清拭・部分浴	正規の職員配置による場合	11,390円	1,139円
	介護職員3名による場合 ※医師の指示による場合	10,830円	1,083円

* 初回加算（新規利用者の居宅を訪問し、利用に関する調整を行った上で、初回の訪問入浴を実施した日に（200円）加算されます。

* サービス提供体制強化加算Ⅰ（44円/1回）が加算されます。

* 介護職員処遇改善加算Ⅳ（1月あたり総単位数の6.3%）が加算されます。

(2) 費用の負担

入浴のために必要な電気の費用は、利用者のご負担になります。

(3) 利用に際しての留意事項

- ① サービスの利用、体調不良等による利用の取り消し、利用日の変更に関して
◇ご利用を取り消される場合には、お早めにサービスセンターへご連絡をお願いいたします。
 - ・できるだけ前日（ご利用が月曜日の場合には土曜日午後0時）までにご連絡ください。
 - ・当日の連絡となる場合には、午前8時30分までをお願いいたします。

- ・利用日の変更を希望される場合には、サービス計画作成を依頼した居宅介護支援事業所へ事前に申し入れることにより、同月内の他の日に変更することができます。ただし、利用人数の制限等により、希望される日にご利用できない場合はご容赦願います。

◇当事業所で体調が不良と判断される場合は利用を見合わせる場合があります。

- ② 入浴1時間位前には食事を済ませるように、お願いします。満腹のままでの入浴はできません。
- ③ 室内温度は20℃位に保つようお願いします。
- ④ 入浴後は水分を補給するようお願いします。

(4) 交通費

前記2の(1)の地域にお住まいの方は、サービス提供場所までの交通費は無料です。それ以外の地域の方は、サービス従事者がおたずねするための交通費の実費が必要です。

(5) 利用料の支払方法

- ① 毎月、15日までに前月分の利用料を請求いたしますので、請求月の末日までにお支払ください。
- ② お支払方法は、現金、銀行振込、引落とし（ゆうちょ銀行）の中からお契約の際にお選びいただけます。
- ③ 銀行振込の方は、請求書と一緒にお届けします振込用紙で、宮古信用金庫本・支店から振り込みいただきますと振込手数料が無料となります。
- ④ 口座引落しは、株式会社ゆうちょ銀行に口座をお持ちの方がご利用になれます。毎月24日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に引落しいたしますので、前日までにお支払額を口座にご準備ください。

(6) その他

利用者の住まいで、サービスを提供するために必要な電気の費用は利用者のご負担になります。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- ① 事業所と契約を結び、訪問入浴サービス計画を作成の上、サービス提供を開始いたします。
- ② 介護支援専門員に居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に訪問入浴サービスセンター利用についてご相談ください。
- ③ 契約後もサービス内容を変更できますので、お気軽に担当にご相談ください。

(2) サービスの終了

- ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。
なお、文書は事業所に用意してありますので、必要なときはお申し付けください。
- ② 事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1か月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合には双方の文書がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設等に入所してから6か月を経過した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が非該当（要支援又は自立）と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合や被保険者資格を喪失した場合
※確認のため電話等にてご連絡をお願いします。

④ その他

- ・事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やその家族等に対して社会通念を逸脱する行為をとった場合、又は事業所が倒産した場合、利用者は文書で解約を通知することによってすぐにサービスを終了することができます。
- ・利用者が、利用料の支払を3か月以上遅延し、利用料を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内にお支払がない場合、又は利用者やご家族などが事業所や事業所のサービス従事者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、すぐにサービスを終了させていただく場合がございます。

6 事業所の訪問入浴サービスセンターの特徴等

(1) 運営の方針

宮古市社会福祉協議会訪問入浴サービスセンターは、住み慣れた居宅で暮らし、地域とのかかわりを持ちながら生活を続けたいと願う在宅で介護が必要な方々の自立の支援と健康を保つための事業等を展開し、運営する他の在宅サービス事業等や保健・医療・福祉等の地域ネットワークと連携を保ちながら、地域に密着した介護サービスの充実と介護保険等に関する情報提供に努め、広く利用者のニーズに即したサービス提供を行います。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性従事者の有無	有	1名
従業員への研修の実施	有	毎月1回 所内研修を実施しています。
時間外サービス提供の有無	有	事業所担当者にご相談ください。
サービスマニュアルの作成	有	・サービス提供マニュアル ・感染症予防マニュアル ・緊急時対応マニュアル ・車輛運行時事故対応マニュアル
個人情報の使用同意書	有	契約書による。(第12条第3項)

7 緊急時の対応

サービスの提供中に利用者の容体に変化等があった場合には、事前のうちはあわせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

8 感染症について

当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催し、その結果について、訪問入浴従事者に周知いたします。

9 非常災害対策について

当事業所は、サービス実施中に非常災害、その他緊急の事態が発生した場合、利用者の避難や協力機関等との連携を密にし、適切な対応をいたします。

10 虐待防止について

当事業所は、利用者等の人権擁護、虐待の防止等のために次の措置を講じています。

虐待防止に関する責任者 宮古市社会福祉協議会事務局長 有原 領一

11 サービス内容に関する相談・苦情

(1) 事業所利用者相談・苦情担当

事業所の訪問入浴サービス等に関するご相談・苦情及び提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

- ① 宮古市社会福祉協議会苦情解決責任者 事務局長 有原 領一
 電話 0193-64-5050
 受付時間 月～金曜日 午前8:30～午後5:00まで
- ② 苦情受付担当者 在宅福祉課長 伊藤 直子
 電話 0193-64-5050
 受付時間 月～金曜日 午前8:30～午後5:00まで

(2) その他の相談・苦情受付窓口

事業所以外に、次の窓口にご相談・苦情を伝えることができます。

- ① 宮古市社会福祉協議会「苦情解決」第三者委員
- | | | | |
|------|--------------|-----|--------------|
| 委員氏名 | 高橋 智 (障害者) | 連絡先 | 0193-72-3181 |
| 委員氏名 | 中嶋 隆子 (民生委員) | 連絡先 | 0193-87-2608 |
| 委員氏名 | 巖 昭雄 (高齢者) | 連絡先 | 0193-72-3157 |
| 委員氏名 | 赤沼 洋子 (女性) | 連絡先 | 0193-87-3072 |
| 委員氏名 | 眞館 カツ子 (その他) | 連絡先 | 0193-78-2656 |
- ② 市町村 ※宮古市介護保険課 連絡先 0193-62-2111
- ③ 岩手県国民健康保険団体連合会 連絡先 019-623-4325
- ④ 岩手県福祉サービス運営適正化委員会 連絡先 019-637-8871

12 法人の概要

名称・法人の種別 宮古市社会福祉協議会（社会福祉法人）
代表者役職・氏名 会長 伊藤健二
法人所在地 岩手県宮古市小山田二丁目9番20号
電話番号 0193-64-5050
事業所数等 居宅介護支援事業所 3か所 訪問介護事業所 2か所
通所介護事業所 3か所 訪問入浴介護事業所 1か所
短期入所生活介護事業所 1か所

訪問入浴サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

【事業者】所在地 岩手県宮古市小山田二丁目9番20号
名称 宮古市社会福祉協議会
会長 伊藤健二 印

【事業所】所在地 岩手県宮古市小山田二丁目9番20号
説明者 所属 宮古市社会福祉協議会訪問入浴サービスセンター
氏名 _____ 印

私は、契約書及び本書面により、事業所から訪問入浴サービスについての重要事項の説明を受けました。

【利用者】被保険者番号 _____

住所

氏名 _____ 印

(代理人) 住所

氏名 _____ 印

(立会人) 住所

氏名 _____ 印